



③ 工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。
指定店の一覧は水道局ホームページ（生活と水道内「給水工事業業者コーナー」）に掲載しています。

- 給水装置とは？
配水管から各建物へ引き込まれた給水管やじゃ口などの給水用具のことです。
- 給水装置の維持管理は？
給水装置や貯水タンク以下装置は、所有者の財産です。給水装置の故障による漏水の水道料金や、修繕や改造などに要する費用は所有者の負担になります。
- 給水装置の修繕や改造を行う業者は？
給水装置の修理や改造工事（じゃ口の交換のような簡単なものは除く）は、水道局の指定店しか施工できません！これは、正しく施工されない場合、汚染など水道水への影響が心配されるためです。
- 工事後のトラブルを避けるためには？
① 工事店に対し、お客さまが希望する工事内容を十分に説明してください。
② なるべく複数の指定店から見積書を取り、内容を検討してください。（見積りが有料の場合もありますので、事前に確認してください。）

給水装置の工事は、福岡市水道局指定給水装置工事業業者（指定店）をご利用ください。

【節水推進課】 ☎483-3138 FAX 436-7841 メール sessui.WB@city.fukuoka.lg.jp

「直結給水相談窓口」をご利用ください！
貯水タンク式給水から直結式給水への切り替えを検討されているお客さまに、様々な疑問に対しお気軽に相談できる窓口を水道局節水推進課内に設置しています。

相談をご希望されるお客さまは、**【TEL483-3141】**までお問い合わせください。

水道局では、お客さまの声を直接お聞きするため「各戸検針」をお勧めしています。
マンション等の集合住宅には、主に以下の2種類の検針及び請求方法があります。

	各戸検針	一括検針
検針及び料金の請求	水道局が各戸ごとに検針し、各戸に直接請求するので、使用水量と料金が明確になります。 	水道局が建物全体の使用水量を一括して検針し、管理会社などに料金を一括請求→管理会社などが各戸に料金を請求します。
メーターの維持管理	原則として水道局が維持管理	各戸のメーターは所有者が維持管理（各戸にメーターがない場合もあります。）
引っ越しなどの連絡	お客さまセンター（☎532-1010）へ連絡してください。 【受付】 月～金/8:45～17:30 土/9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は受け付けていません ◎水道局ホームページからインターネット手続き可 http://www.city.fukuoka.lg.jp/suidou/	管理会社などへ連絡してください。 管理会社などのみなさまへ 入居戸数など変更があった場合は、お客さまセンターに連絡してください。※入居戸数に変更があると料金が変わります

各戸検針にするには

- 共同住宅の所有者からの申し込みが必要です。
※詳しくは、お住まいの区の営業所にご相談ください。（連絡先は4面）
- 給水設備などが基準に適合することが必要です。

水道メーターの検針にご協力ください

メーターボックスの中はきれいにしておくようにご協力ください。

メーターボックスの上に物を置かないでください。

家の増改築などでメーターが床下や屋内になる場合は、検針のしやすい場所に移してください。

犬は放し飼いにせず、出入口やメーターから離れた場所につないでおいてください。

水洗トイレの漏水に気をつけましょう。

トイレの漏水を長い間放置されると、水道料金が思わぬ高額になることがあります。次の場合は早急に修理をお願いします。

水がきちんととまらない。
「チョロチョロ」と音がする。
便器の中の水面が揺れている。

本市指定工事業業者、またはメンテナンスセンター（フリーダイヤル0120-1132-55）へご相談ください。なお、調査・修繕は有料になります。
また、日頃から十分な維持管理を心がけてください。

【営業課】 ☎483-3133 FAX 482-6918メール eigyo.WB@city.fukuoka.lg.jp